

総合政策研究科

学位論文の評価にあたっての基準

1 博士前期課程 修士論文の評価にあたっての基準

総合政策研究科博士前期課程において、修士論文作成を円滑に行うため、2年次初めに総合政策研究指導等を受けながらとりまとめた中間的な研究成果を研究成果発表会で発表します。また、修士論文題目登録後、修士論文構想発表会を開催し、研究科教員からの指導等を受けます。

修士論文の審査は研究科委員会において選出された論文審査委員が行います。

審査委員は3名以上の総合政策研究科教員及び必要に応じ外部の審査委員から構成されます。

修士論文は以下の基準を満たすことが求められます。

1. 研究テーマの設定の適切さ
2. 研究テーマと論述内容の整合性
3. 資料・先行研究の取扱いの適切さ
4. 論旨の一貫性
5. 論文構成の体系性
6. 論述・表現の適切さ

2 博士後期課程 博士論文の評価にあたっての基準

博士論文の作成に当たっては、学生を自立的な研究者として養成するために、学生と指導教員の協力により研究計画を策定し、その適切な遂行と評価を巫視します。作成された博士論文は、所定の手続きに従って審査を進めていきます。

なお、博士論文は、以下の基準を満たすことが求められます。

1. 学界に対する学術上の寄与
2. 研究テーマの設定の独創性
3. 資料・先行研究の取扱いの斬新さ
4. 論旨の独創性
5. 論文構成の体系性
6. 論述・表現の適切さ

3 その他

以上については、岩手県立大学大学院総合政策研究科学位授与手続要領にさだめられています。また、基準については、カリキュラムポリシーに記載されておりすでに公表されています。